

重 要 事 項 説 明 書（指定障がい児相談支援）

この「重要事項説明書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）」第5条の規定に基づき、当事業所の概要や提供する指定障がい児相談支援の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 指定障がい児相談支援を提供する事業者について

事業者名	株式会社ワイズライン
代表者氏名	代表取締役 山崎 貴峰
本社所在地 （連絡先）	大阪府池田市石橋2丁目14番11号 電話番号：072-760-0660 ファックス番号：072-760-4301
法人設立年月日	平成26年7月18日

2 ご利用者への指定障がい児相談支援を担当する事業所について

（1）事業所の所在地等

事業所名称	やわら相談支援センター
サービスの 主たる対象者	障がい児
池田市指定 事業所番号	指定障がい児相談支援 2772500076 （令和5年4月1日指定）
管理者	山下 由華
事業所所在地	大阪府池田市石橋2丁目14番11号2階
連絡先 相談担当者名	電話番号：072-760-4306 ファックス番号：072-760-4301 相談担当者 山下 由華
事業所の通常の 事業実施地域	池田市
事業所が行う 他のサービス	特定相談支援（計画相談支援） （令和5年4月1日指定）

（2）事業の目的および運営方針

事業の目的	障がい児または障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該障がい児または障がい児の保護者の立場に立った適切な指定障がい児相談支援の提供を確保することを目的とします。
運営方針	障がい児等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい児等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障がい児等の選択に基づき、適切なサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとします。 市町村、障がい児通所支援事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとします。 障がい児等の意思及び人格を尊重し、常に障がい児等の立場に立って、

	計画作成対象障がい児等に提供される障がい児通所支援等が特定の種類または特定の障がい児通所支援事業を行う者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとします。 児童福祉法及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとします。
--	--

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前11時から午後1時まで

(4) 相談支援の可能な日と時間帯

相談実施日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月29日から1月3日までを除く)
実施時間	午前11時から午後1時まで 電話等による相談については、上記時間外でも対応可

(5) 事業所の職員体制

職種(人員数)	職務内容
管理者 (1名)	従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員 (1名以上)	【指定障がい児支援利用援助】 ①支給決定または支給決定の変更前に、障がい児及びその家族との面接を行い、障がい児等の希望や状況等を把握し、障がい児支援利用計画案を作成します。 ②支給決定または変更後に、指定障がい児通所支援事業者等との連絡調整を行い、障がい児支援利用計画を作成します。 【指定継続障がい児支援利用援助】 ①市町村が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ごとに障がい児が継続して障がい児通所支援等を適切に利用できるよう、障がい児及びその家族、障がい児通所支援事業者等との連絡を継続的に行い、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、障がい児通所支援事業者等との連絡調整や支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

3 提供する指定障がい児相談支援の内容

(1) 指定障がい児支援利用援助

障がい児及びその家族との面接やサービス提供事業者等との連絡調整を行い、障がい児支援利用計画を作成します。

【障がい児支援利用計画作成の手順】

1	サービス内容等に関する情報提供	障がい児支援利用計画の作成の開始にあたっては、障がい児等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障がい児通所支援事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	障がい児の居宅を訪問し、障がい児及びその家族に面接を行い、障がい児の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、障がい児の希望する生活や障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	障がい児支援利用計画案の作成	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、障が

		い児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載した障がい児支援利用計画案を作成します。
4	障がい児支援利用計画案の説明・交付	障がい児支援利用計画の内容について、障がい児及びその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。また、障がい児支援利用計画案を障がい児等に交付します。
5	サービス担当者会議の開催	通所給付決定が行われた後に、通所給付決定を踏まえて障がい児支援利用計画案の変更を行い、指定障がい児通所支援事業者等との連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、障がい児支援利用計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6	利用者等への説明	サービス担当者会議を踏まえた障がい児支援利用計画案の内容について、障がい児及びその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。
7	障がい児支援利用計画の交付	完成した障がい児支援利用計画を障がい児及びその家族、福祉サービス担当者に交付します。

(2) 指定継続障がい児支援利用援助

モニタリング	障がい児及びその家族や障がい児通所支援事業者等と継続的に連絡を取り、障がい児支援利用計画の実施状況を把握します。 また、市町村が決定したモニタリング期間ごとに障がい児等との面接を行い、必要に応じて障がい児支援利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。 また、新たな通所給付決定に係る申請の勧奨を行います。
障がい児支援利用計画の変更	障がい児支援利用計画を変更する際は、障がい児の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(1)1～3及び5～7に規定された業務を行います。
入所施設等への紹介または地域生活への移行に関する情報提供等の援助	障がい児が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合または障がい児等が指定障がい児入所施設等への入所または入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。 また、指定障がい児入所施設等からの退所または退院しようとする障がい児等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、必要な情報提供や助言等の援助を行います。

4 提供する指定障がい児相談支援の利用者負担額について

指定障がい児相談支援	利用者負担額は発生しません。
------------	----------------

※障がい児相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(障がい児相談支援対象保護者が償還払いを希望する)場合は、障がい児相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に障がい児相談支援給付費の支給を申請してください。

5 担当者の変更を希望される場合の相談窓口について

障がい児及びその家族のご事情により、担当者の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	相談担当者： 山下 由華 電話番号： 072-760-4306 ファックス番号： 072-760-4301 受付日： 月曜日から金曜日まで(祝日を除く) 受付時間： 午前11時から午後1時まで 電話等による相談については、上記時間外でも対応可
---	--

※担当者の変更に関しては、障がい児及びその家族の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

6 指定障がい児相談支援の提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

指定障がい児相談支援の提供に先立って、障がい福祉サービス等の支給決定を受けている場合は、受給者証をご提示いただき、指定障がい児相談支援の対象者であること、継続障がい児支援利用援助のモニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 担当者の決定等

指定障がい児相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援を提供するにあたり、複数の職員で対応させていただくこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ障がい児及びその家族に説明するとともに、障がい児等に対して相談支援提供上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

7 虐待の防止について

事業者は、障がい児の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 山下 由華
-------------	-----------

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

障がい児またはその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、障がい児またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業員」という。)は、サービス提供をする上で知り得た障がい児またはその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ③事業者は、従業員に業務上知り得た障がい児またはその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においてもその秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	①事業者は、障がい児またはその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障がい児またはその家族の個人情報を提供しません。 ②事業者は、障がい児またはその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、障がい児またはその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料等が必要な場合は利用者の負担となります。)

9 緊急時の対応方法について

(1) 指定障がい児相談支援の提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、障がい児及びその家族が予め指定する連絡先にも連絡します。

(2) 上記以外の緊急時において、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、障がい児の状態に応じて、必要な対応を行います。

電話番号	072-760-4306
対応可能時間	24 時間 365 日対応

10 事故発生時の対応方法について

障がい児に対する指定障がい児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障がい児に対する指定障がい児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険加入	全国中小企業団体中央会 業務災害総合保険（経営ダブルアシスト）
------	---------------------------------

11 身分証携行義務

指定障がい児相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び障がい児またはその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 記録の整備

(1) 障がい児及びその家族に対する指定障がい児相談支援の提供に関して、以下の記録を整備します。

- ①福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ②個々の障がい児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
障がい児支援利用計画案及び障がい児支援利用計画
アセスメントの記録
サービス担当者会議等の記録
モニタリングの結果の記録
- ③障がい児相談支援対象保護者に関する市町村への通知に係る記録
- ④障がい児及びその家族からの苦情の内容等の記録
- ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) これらの記録は指定障がい児相談支援完結の日から5年間保存し、障がい児等は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

13 苦情解決の体制及び手順

(1) 提供した指定児童発達支援に係る障がい児または通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ①相談または苦情があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ②職員に事実関係の確認を行う。
- ③把握した状況を職員とともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ④対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を連絡する。)

【事業者の窓口】 やわら相談支援センター相談窓口	所在地 大阪府池田市石橋2丁目14番11号2階 電話番号 072-760-4306 ファックス番号 072-760-4301 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） 午前11時～午後1時 電話等による相談については、上記時間外でも対応可
【市町村の窓口】 池田市 こども未来部 発達支援課	所在地 大阪府池田市城南1丁目1番1号 池田市役所4階 電話番号 072-754-6102 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） 午前8時45分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所在地 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後4時

上記内容について、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）」第 5 条の規定に基づき、障がい児相談支援対象保護者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府池田市石橋 2 丁目 14 番 11 号
	法人名	株式会社ワイズライン
	代表者名	代表取締役 山崎 貴峰
	事業所名	やわら相談支援センター
	説明者氏名	山下 由華

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

障がい児相談支援 対象保護者	住所	
	氏名	

指定障がい児相談 支援対象児童	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	